総合福祉部会 第5回 H22. 7. 27 参考資料8-3 山本委員提出資料

意見書添付資料1

しょうわさんにねんろくがついちきゅうにち(昭和三二年六月一九日)

しゃはつだいよんよんいちごう

(社発第四四一号)

かくとどうふけん ちじ かく ごだいしちょう こうせいしょうしゃかいきょくちょうつうち (各都道府県知事・各五大市長あて 厚生省 社会 局長 通知)

けいむしょふくえきしゃ にたいする しんたいしょうがいしゃてちょう こうふおよびふくし そち しょうわに 刑務所 服役者 に対する 身体 障害者 手帳 の交付及び福祉措置については、昭和二 こんぱん けいむしょ しょうねんいんとうきょうせいしせつ いか きょうせいしせつ ろであるが、 今般 、 刑務所 、 少年院 等 矯正 施設(以下「 矯正 施設」という。) しゅうようちゅう もの たいする しんたいしょうがいしゃふくしほう てきよう さいぶ さき に 収容 中 の者に対する身体 障害者 福祉法の適 用の細部について左記のとお とりあつかい いかん こんご ほんつうたつ り定めたので、今後は本 通達 によりその 取扱 に遺憾のないよう配意されたい。

記

ょうせいしせつしゅうようしゃ しょぐう かんごくほう どうせこうきそく しょうねんいんほう 矯正 施設 収容者 の 処遇 については、 監獄法 、同 施行規則、 少年院 法、 きょうせいしせつしゅうようしゃ しょうねんいんしょぐうきそくおよびしょうねんかんべつしょしょく さだめられ 少年院 処遇 規則及び 少年 鑑別所 処遇 規則に より定められているところであ きょうせいしせつ とくしゅせい しんたい しょうがい しゅうようしゃ たいするふくし そちり、 矯正 施設の 特殊性 からして 身体 に 障害 ある 収容者 に対する福祉措置につ ほんらい しょほうれいちゅう きてい かんがえ げんざい いても 本来 はこれら 諸法令 中 に規定さるべきものと 考え られるが、現在 のところ とくべつ きてい きょうせいとうきょく ふくし はから がたいじょうきょう したがつて 特別 な規定がなく、矯正 当局 においては福祉が図られ難い 状況 にある。従つて、 とくべつ きてい しんたいしょうがいしゃ ふくし かんする いっぱんほう せいかく しんたい しょうがいしゃふくしほう 身体 障害者 の福祉に関する・一般法 たる 性格 をもつ 身体 障害者 福祉法 は、 きょうせいしせつしゅうようしゃ たいして げんそく てきよう かいせ きょうせい たいと 根容者 に対しても 原則 として 適用 あるものと解せられるが、 矯正 しゅしゅ せいやく そち そのた ほうりつ てきよう 施設の 特殊性 からくる 種々の 制約 があるので、援護の措置その他この 法律の 適用 とりあつかい あたつて つぎ と 取扱 に当つては次によられたいこと。

きょじゅうち にんてい 1 居住地 の 認定 について

しせつしょうとうしゃ きょじゅうち しせつ しゅうよう しせつしょざいち 矯正 施設 収容者 の 居住地 は、施設に 収容 されたことによつて施設所在地に きょうせいしせつしゅうようしゃ きょじゅうち うつつた しゅうようまえ きょじゅうち ゆうし げんざい かぞくとう **移つたとみるべきではなく、 収容 前に 居住地 を有し、かつ、現在 そこに家族等が** ょじゅう しゃくほう ごほんにん ふっき みこみ とうがいち ひきつづき げんざい 居住 していて、 釈放 後 本人 が復帰する見込のあるときは、当該 地を引き続き 現在 きょじゅうち したがつて ばあい しんたいしょうがいしゃてちょう こうふ とうがい の 居住地 とみるべきである。従つて、この場合、身体 障害者 手帳 の交付は、当該 きょじゅうち とどうふけん ちじ またはしてい とし もしくは ちゅうかくし しちょう おこない とうがい 居住地 の都道府県知事又は指定都市若しくは 中核市 の 市長 が 行い、また 当該 まょじゅうち かんかつ ふくしじむしょ かんり とどうふけん ちじ またはしちょうそんちょう えんご居住地 を 管轄 する福祉事務所を管理する都 道府県知事又は 市町村長 が援護の きょじゅうち じっしきかん えんご じっし あたる 実施機関として援護の実施に当るものであること。

すでにぜんきしゃおつはつだいいちなないちごうつうち きょうせいしせつしょざいち とどうふけん ちじなお、既に前記社 乙発第一七一号通知により、矯正 施設所在地の都道府県知事 またはしていとし もしくは ちゅうかくし しちょう しんたいしょうがいしゃてちょう こうふ うけた もの又は指定都市若しくは 中核市 の市 長から 身体 障害者 手帳 の交付を受けた者に

きかんない しんたいしょうがいしゃふくしほうせこうきそくだいいち じょう きてい ついては、 適当 な期間内に 身体 障害者 福祉法施行規則第一〇条 の規定による きょじゅうちへんこう てつづき じゅんじて そち とりはから 居住地 変更 の 手続 に準じて措置するよう取計らうこと。

しゅうようまえ きょじゅうち ゆうし または あきらかで もの あるいはしゅうようまえ きょじゅうち 収容 前に 居住地 を有しないか又は明らかでない者、 或は 収容 前の 居住地 に あっき みこみ もの きょうせいしせつしょざいち とどうふけん ちじ またはしてい とし 復帰する見込のない者については、 矯正 施設所在地の都道府県知事又は指定都市 もしくは ちゅうかくし しちょう しんたいしょうがいしゃてちょう こうふ おこない じゅうご じっし若しくは 中核市 の市長が身体 障害者 手帳の交付を行い、また、授護の実施に 当るものであること。

しんたいしょうがいしゃてちょう

2 身体 障害者 手帳 の交付について

しんたいしょうがいしゃてちょう こうふしんせい ばあい いっぱん しんたい しょうがい もの 身体 障害者 手帳 の交付 申請 があつた場合は、一般の身体に 障害 のある者とどうよう てつづき しょうがいていど にんてい しょうがい ほうべつひょう がいとう みとめる 同様の手続により、障害 程度を認定 し、障害 が法別 表に該当すると認める ときは、これを交付すること。

しんたいしょうがいしゃてちょう こうふしんせい さいしてんぷ いし しんだんしょおよびいけんしょなお、身体 障害者 手帳の交付申請に際し添付する医師の診断書及び意見書の さくせい あたって きょうせいしせつしょざいち とどうふけん ちじまたはしてい とし もしくは ちゅうかくし 作成 に当つては、 矯正 施設所在地の 都道府県知事又は指定都市若しくは 中核市 の しちょう とうがいしせつ ちよう きょうぎ していいし はけんとうじゅしん べんぎてき そち 市長 は、当該 施設の 長 と 協議 して、指定医師の派遣等 受診 につき 便宜的 な措置を 講ぜられたいこと。

ほそうぐ こうふまたはしゅうり 補装具の交付又は 修理 について

きょうせいしせつ ほそうぐ こうふまたはしゅうり しんせい えんご じっしきかん きょうせいしせつ 補装具の交付又は 修理 につき 申請 があつたときは、援護の実施機関は、 矯正 施設の ほそうぐ こうふまたはしゅうり 。よう きょうぎ きょうせいとうきょく どうしゅ きゅうふ こんなん とうがい 長 と 協議 し、 矯正 当局 においては、 同種 の 給付 が 困難 であり、かつ 当該 ちよう きょうぎ きょうせいとうきょく - Attive joint to the control of しんたいしょうがいしゃ こうせい いっぱん しんたいしょうがいしゃ どうように そち 一般の身体 障害者 と同様に措置して差し支えないこと。

こうふまたはしゅうり けってい あたつて えんご じっしきかん しんたいしょうがいしゃふくしほうせこうなお、交付又は 修理 の決定 に当つて援護の実施機関は、身体 障害者 福祉法施行 きそくだいいちょんじょうだいにこう きてい ひつよう ちょうさ おこなう ぎし そうぐ ぎがん 規則第一四条第二項の規定により 必要な調査を行うとともに、義肢、装具、義眼、 めがね ほちょうき くるまいすとう ほそうぐ きゅうふおよびようひ とうがいきょうせいしせつ 眼鏡、補聴器、車いす等については補装具の給付及び要否について当該 矯正 施設 しょざいち とどうふけんまたはしていとし しんたいしょうがいしゃこうせいそうだんしょ ちよう はんてい 所在地の都道府県又は指定都市 の 身体 障害者 更生 相談所 の 長 に 判定 を依頼 こうふまたはしゅうり いたく ぎょうしゃ しんせい さい きぼう すること。また、交付又は 修理 を委託する 業者 については、 申請 の際の希望を さんしゃく とうがいきょうせいしせつしょざいち ぎょうしゃ してい ぎし そうぐとう かたどり かりあわせ 参酌 し、当該 矯正 施設所在地の 業者 を指定し、義肢、装具等の型取り、仮合せ およびてきごう はんてい とうがいち しんたいしょうがいしゃこうせいそうだんしょ いし とう及び 適合の 判定については、当該地の身体 障害者 更生 相談所の医師等に いしょく いろう 委嘱 して遺漏のないようせられたいこと。

しんたいしょうがいしゃふくししとう こうせいしどう 4 身体 障害者 福祉司等による 更生 指導について

きょうせいしせつしょざいち かんかつ ふくしじむしょ ちよう きょうせいしせつとうきょく きょうりょく 矯正 施設 所在地を管轄する福祉事務所の長は、矯正 施設 当局に 協力 して しんたいしょうがいしゃふくししとう こうせいしどう きょくりょくじっし 身体 障害者 福祉司等による 更生 指導を 極力 実施せられたいこと。

そのた えんご **その他の援護について**

石のほか、身体 障害者 福祉法によるその他の援護については、原則として 適用のないものであるが、特に 少年院 に 収容 中 の 身体 障害者 については、 いりょう たくにしょうねんいん しゅうようちゅう しんたいしょうがいしゃ いりょう きてい かっよう きてい おとづき しょうねんいんがい 少年院 処遇 規則第四 九 条 の規定に 基き 、 少年院 外 において 医療 を うけさせることが可能な場合が多いので、更生のため在院 中 に 更生 医療 の 給付 おこなう ことが 必要 であり、かつ、しょうねんいんとうきょく どうしゅ いりょう き おけっない 困難 な場合は、援護の実施機関は、当該 少年院 の 長 と 協議 の上、予算の範囲内において 本法 第一 九 条 の規定による 更生 医療 の 給付をして差し支えないこと。きゅうふ けってい あたつて ほそうぐ ばあい とうがいしょうねんいん ちょう きゅうぶ において 本法 第一 九 条 の規定による 更生 医療 の 給付をして差し支えないこと。きゅうふ けってい あたつて はまりの場合と 同様、身体を言者 福祉法 施行規 則 第 第 いちさんじょう にだいにこう きてい ひつよう きょうき はんてい かった がした かった はまり かった はかいない 大きゅうに はってい かった はまり かった はない カー 三条 の二第二項の規定により 必要 な 調査を行い、かつ、当該 少年院 所在地の身体 障害者 更生 相談所の長 に 判定を依頼することが 必要 であり、こうせいいりょう きゅうふ はんてい いらい 所在地の身体 障害者 更生 相談所の長 に 判定を依頼することが 必要であり、こうせいいりょう きゅうかん とうがいしゃこうせいそうだんしょ ちょう はんてい いらい かっよう きゅうかん きょうぎ とりがいしょうねんいん ちょうき がってい まりまり とりがいしょうねんいん ちょうき とりがいしょうねんいん ちょうぎ とも 協議して決定すること。